

指定管理者制度における物価・賃金水準の変動を
踏まえた指定管理料の調整（リスク分担）について

（物価・賃金スライド制度運用マニュアル）

令和 6 年 1 0 月

帯広市総務部総務室契約管財課

はじめに

帯広市では、指定管理者制度において、施設の管理運営にかかる費用、特に人件費、燃料費、電気料金などの変動に対応するため、これらの費用が一定の割合（20％）を超えて変動した場合、その超過分を市が負担するリスク分担を行ってきました。

しかしながら、物価・賃金水準は継続的に上昇しており、指定管理者負担となる 20％以下の変動額が多額となっているほか、従前のリスク分担制度では変動額を事後に確定するため、指定管理者は年度途中の収支を予測することが難しいなど、安定的な施設の管理運営に課題がありました。

そこで、指定管理者がより安定的な施設の管理運営を行えるよう、予算編成時点の物価・賃金水準の変動状況に応じて 2 年目以降の指定管理料を調整する仕組みとして「物価・賃金スライド制度」を導入するとともに、リスク分担の割合を大きく引き下げることにします。

1 「物価・賃金スライド制度」の対象とする経費及び施設

（1）対象とする経費

従前のリスク分担制度と同様に、多くの施設において管理運営費に占める割合が高い経費である人件費、燃料費及び電気料金を、「物価・賃金スライド制度」の対象とします。

また、個別の施設の状況により、上記 3 項目以外の経費で管理運営費に占める割合が高い経費があり、社会経済状況により大きく単価等が変動することが想定され、指定管理料の調整を行わなければ適正な施設の管理運営に支障が生じる可能性が高い経費については、個別に調整対象とすることを検討します。

なお、休日夜間急病センターのような施設の特性により、この手法による指定管理料の調整が適当ではない場合については、個別に指定管理料の調整を行うことにします。

①人件費

②燃料費

③電気料金

④管理運営費に占める割合が高い経費で、社会経済状況により大きく単価等が変動することが想定され、指定管理料の調整を行わなければ適正な施設の管理運営に支障が生じる可能性が高い経費（個別の施設毎に調整対象とすることの可否及び調整手法を検討）

例）八千代公共育成牧場の飼料費、肥料費

（2）対象とする施設

令和 6 年度以降に選定を行い、令和 7 年度以降から新たに指定期間となる指定管理施設を対象とします。

2 「物価・賃金スライド制度」による指定管理料の調整手法（共通事項）

（１）指定管理料の調整及び支払時期

従前のリスク分担では、変動額を事後に確定し支払うため、指定管理者は年度途中の収支見通しを立てづらく、資金繰りにも支障が生じる場合があります。

そこで、より安定的な施設の管理運営を可能とするため、**翌年度予算編成時点（10 月頃）での物価・賃金水準の変動状況に基づき、指定管理料の調整額（以下「スライド額」）を事前に積算するよう見直し**ます。

またスライド額は通常の指定管理料とあわせて、必要な時期（燃料費及び電気料金は使用量の変動が大きい場合は変動を踏まえた時期、燃料費及び電気料金でも毎月の変動が少ない場合や人件費については基本的に毎月均等払など、指定管理者から提出された収支計画書等に基づき年度協定で規定した時期）に支払うこととします。これにより、年度当初からより精度の高い収支見通しに基づく施設の管理運営が可能となるほか、資金繰りも改善されます。

（２）スライド額の積算手法

従前のリスク分担では、単価を指標としてリスク分担額を積算していましたが、複数の単価により積算されている場合が多く、リスク分担の判断や額の積算が複雑になっていました。

そこで、**スライド額の積算方法を、公募時に示した金額に指標の変動率を乗じるような、シンプルな手法に見直し**ます。

区分	人件費	燃料費及び電気料金	備考
基準額	公募時に示した各年度の人件費、燃料費及び電気料金		公募時に基準管理費用の科目毎・年度毎の内訳を示す
変動率の指標	賃金水準の変動を示す指標	該当する項目の物価指数	公募時に指標と基準とする時点（年月）を示す
一定の割合 (リスク分担割合)	1% 軽微な変動を除き変動を反映するため	10% 従前より指定管理者のリスク負担を軽減	いずれも従前の 20%から大幅に引き下げ
積算方法	基準額 × (変動率 - 一定の割合)		積算方法をシンプルな手法に見直し

（３）指定管理料スライド額積算後の物価・賃金水準の変動について

スライド額を事前に積算するため、実績を踏まえ積算した額との間に乖離が発生することが考えられますが、**原則精算や再度の指定管理料の調整は行いません**。

ただし、施設の管理運営に重大な支障が生じるような変動があった場合には、指定管理業務全般に係る事項として協議を行います。

【施設の管理運営に重大な支障が生じるような変動の目安】

- ・指標が、指定管理料スライド額積算時よりさらに 10%以上変動している場合
- ・市直営施設の燃料費及び電気料金について、単価変動の影響により予算措置を講じた場合

3 「物価・賃金スライド制度」による人件費の指定管理料の調整手法

(1) 基本的な考え方

従前、市では、人件費の積算に常勤職員の定期昇給を見込むなど、賃金水準の改善に繋がる仕組みを導入していました。また、リスク分担として、人件費の単価の変動の20%を超える部分について市が負担することとし、急激な賃金水準の変動に対する指定管理者のリスク負担を軽減する仕組みとしてきました。

一方、最近の賃金水準は継続的に大きく上昇しており、従前の積算方法やリスク分担手法の下で、指定管理業務に従事する職員の賃金水準を、社会一般と同水準で改善を図ることは困難な状態となっています。

人件費については、従前のリスク分担制度の該当となった事例はありませんが、リスク分担額を事後に支払うことから、資金繰りへの影響もあり、毎月の賃金（所定内給与）に反映しづらい仕組みとなっていました。

これらの指定管理業務に従事する職員の賃金水準の改善にあたり、課題となっている事項について、見直しを行います。

①スライド額の積算及び支払時期の見直し

翌年度予算編成時点（10月頃）での物価・賃金水準の変動状況に基づき、翌年度のスライド額を事前に積算します。市から指定管理者にスライド額を通知し、指定管理者は通知されたスライド額を含め収支計画を作成します。年度協定書でスライド額を含む指定管理料を規定するとともに、収支計画に基づき整理した時期に支払います。（P2の共通事項のとおり）

②調整対象（リスク分担割合）の見直し

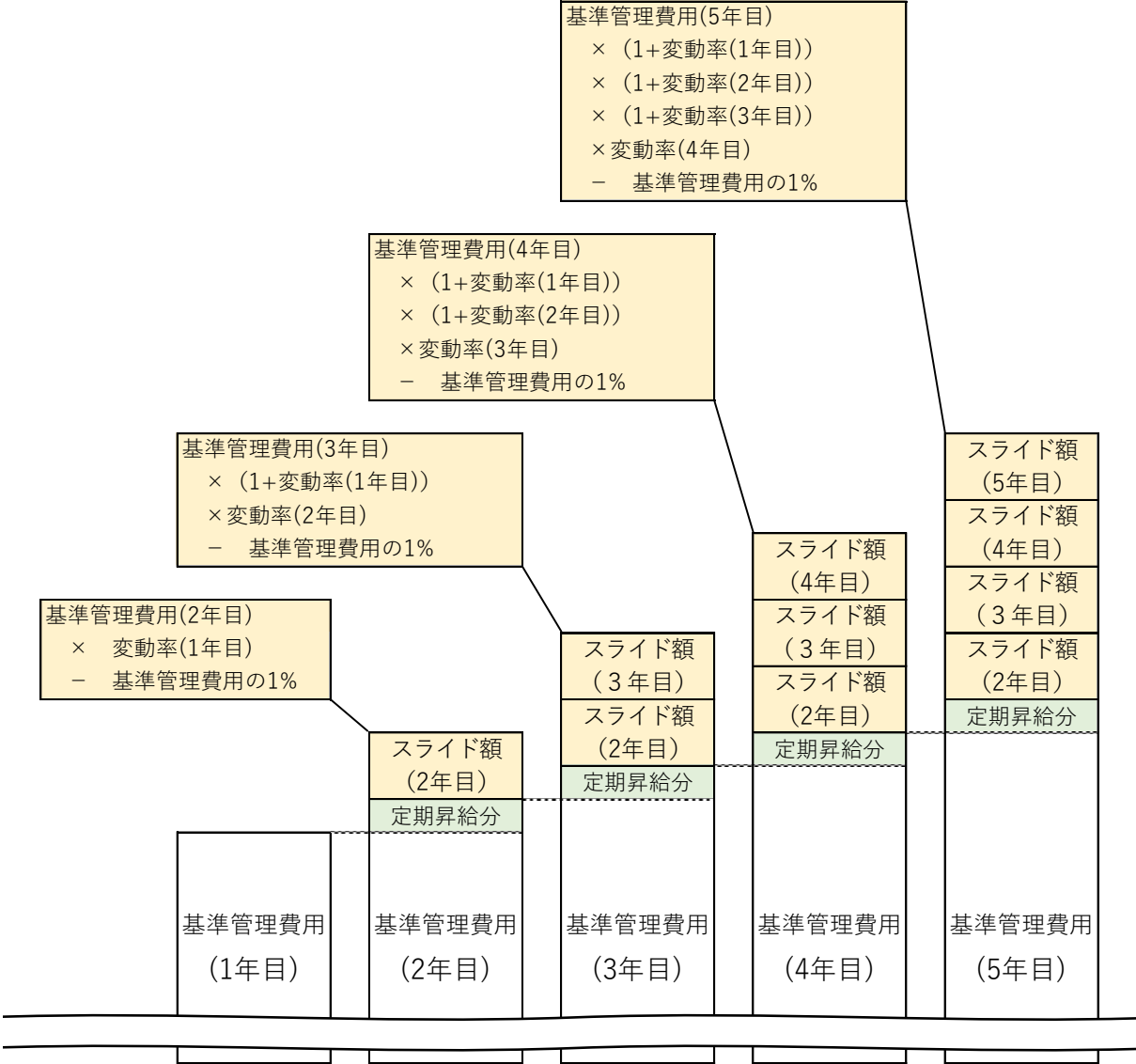
軽微な変動を除き賃金水準の変動を指定管理料の人件費に反映し、指定管理業務に従事する職員の賃金水準を改善できるよう、**市が公募・選定時に示した基準管理費用の人件費の1%を超えた部分について市が負担するよう、スライド額を積算します。**（具体的な積算方法は（3）のとおり）

③指標及び積算方法の見直し

従前のリスク分担では単価の変動を指標としていましたが、積算方法を明確で平易な手法とするため、**市職員モデルケースの年収や最低賃金の対前年変動率を、賃金水準の変動を示す指標とします。**

積算方法も、市が公募・選定時に示した基準管理費用の人件費の額に、指標の変動率を乗じて積算する、シンプルな手法に見直します。

【人件費のスライド額のイメージ】



(2) 基準管理費用の積算

人件費のスライド額を適切に積算するためには、基準管理費用の人件費が適切に積算されていることが必要であることから、次のとおり人件費の積算を行うこととします。

積算した人件費の額は、**スライド額積算の基準となることから、公募時に、年度毎に常勤職員・非常勤職員に区分して示します。**

①人件費に含まれる経費

基準管理費用のうち人件費については、施設の管理運営に直接従事する者に係る給料、手当、賞与等のほか、社会保険料等の法定福利費を含めて積算します。

積算漏れがないよう、積算が必要な項目等については、基準管理費用積算時に契約管財課が示します。

②人件費の基準額

人件費の積算にあたって基準となる単価は、契約管財課で積算し基準管理費用積算時に施設所管課に示します。

区分	対象	契約管財課が示す基準単価積算の考え方
常勤職員	フルタイム勤務で 通年雇用の職員	市職員のモデルケースと民間企業従業員の賃金水準の中間値 〔区分 A：43 歳係長職、区分 B：32 歳主任補職、 区分 C：28 歳主任補職、区分 D：21 歳係員職〕 毎年度市職員の定期昇給率を乗じて定期昇給するものとして積算
非常勤職員	常勤職員以外の職員 パートタイム勤務職員 短期雇用の職員など	市会計年度任用職員の職種別の上限額 ※会計年度任用職員の給料は、職種別基準表の上限号俸で積算するため、定期昇給は見込まない

なお、施設や職種の特性によっては、国庫支出金における積算単価や各種積算資料等に掲載された単価を用いることも可能とします。

また、ベースアップ分については、基準管理費用積算時には見込みません。「物価・賃金スライド制度」に基づく指定管理料の調整として整理します。

③人工数の積算

人工数は各施設の実態に基づき、過不足がないよう施設所管課において積算します。

④法定福利費（社会保険料等）の積算

②、③で積算した人件費や勤務条件（勤務期間、週当たりの勤務時間数等）に基づき、積算漏れがないよう施設所管課において積算します。

(3) スライド額の積算

①基準とする指標

スライド額の積算は、常勤職員と非常勤職員の区分ごとに行い、基準とする指標及び積算方法は次のとおりとします。

区分	基準とする指標
常勤職員	市が基準管理費用積算時に設定する市職員モデルケースの年収の額を前年度と比較して積算した変動率 43 歳、大卒 20 年目、係長職（4 級 46 号俸）、 持ち家、扶養親族（配偶者、子供 2）、通勤距離 5km～10km
非常勤職員	北海道労働局が公表する北海道最低賃金の額を前年度と比較して積算した変動率

(積算方法)

$$\begin{aligned}
 &\text{変動率 (常勤)} = \frac{\text{市職員モデルケース年収(現年度)} - \text{市職員モデルケース年収(前年度)}}{\text{市職員モデルケース年収(前年度)}} \\
 &\text{変動率 (非常勤)} = \frac{\text{最低賃金 (現年度)} - \text{最低賃金 (前年度)}}{\text{最低賃金 (前年度)}}
 \end{aligned}$$

いずれも、前年度からの変動率で積算するため、**3 年目以降のスライド額を積算する際には、前年度までの変動率を累積させて積算します。**

(賃金水準の変動率積算の例)

①常勤職員

(単位：円)

区分	基本給	通勤手当	住宅手当	扶養手当	寒冷地手当
	4級46号俸	5～10km	持ち家	配偶者、子 2	世帯主(扶養あり)
	A	B	C	D	E
前年	349,600	7,600	0	26,500	131,900
対象年度	351,300	7,600	0	26,500	131,900

区分	期末・勤勉手当 役職加算	期末手当		勤勉手当（成績：良好）		年収 (A+B+C+D) × 12+E+H+J
		支給月数	支給額	支給月数	支給額	
	F	G	H: (A+D+(A×F))×G	I	J: (A+A×F)×I	
前年	0.05	2.40 ヲ月	944,592	2.00 ヲ月	734,160	6,415,052
対象年度	0.05	2.45 ヲ月	968,644	2.05 ヲ月	756,173	6,481,517
変動率						1.04% (A)

(小数点以下2桁四捨五入)

②非常勤職員

区分	最低賃金
前年	960
対象年度	1,010
変動率	5.21% (B)

(小数点以下2桁四捨五入)

③累積させた賃金水準の変動率

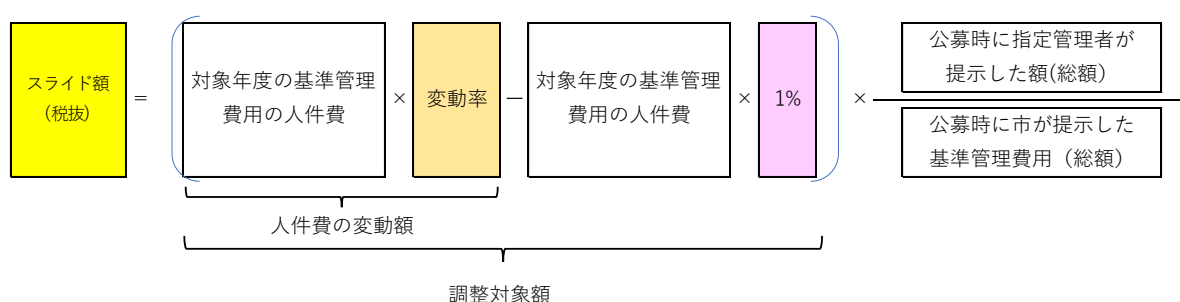
区分	2年目の率	3年目の率	4年目の率	5年目の率	累積
常勤職員	0.58%	1.04%			1.63%
非常勤職員	4.35%	5.21%			9.79%

(小数点以下2桁四捨五入)

②人件費のスライド額の積算

- i) 常勤職員・非常勤職員の区分ごとに対象年度の基準管理費用の人件費に、賃金水準の変動率（累積）を乗じて、賃金水準の変動による人件費の変動額を積算します。
- ii) 人件費の変動額から、対象年度の基準管理費用の人件費の額の1%を控除して、調整対象額を積算します。（常勤職員、非常勤職員別に積算し合算します。変動額が1%に満たない場合は、スライド制度による調整は行いません。）
- iii) 調整対象額に、公募時に指定管理者が提示した額を、市が提示した基準管理費用（総額）で除した率（入札率に相当する率）を乗じて、指定管理料スライド額（税抜き）を積算します。
- iv) 消費税額を加算し、人件費のスライド額を積算します。

※児童保育センターなど消費税非課税となる施設については、消費税額は加算しません。



賃金水準の変動による人件費のスライド額の積算例（変動率がプラスの場合）

i) 変動額の積算

（単位：円）

区分	対象年度の基準管理費用 の人件費の額	賃金水準の 変動率	賃金水準の変動による 人件費の変動額
	K	(A),(B)	L : K × (A) or (B)
常勤職員(総額)	8,000,000	1.63%	130,400
非常勤職員(総額)	2,000,000	9.79%	195,800
計	10,000,000		326,200

（円未満四捨五入）

ii) 調整対象額の積算

区分	対象年度の基準管理費用 の人件費の額の1%	調整対象額
	M : K × 1%	N : L - M
計	100,000	226,200

（円未満四捨五入）

iii・iv) 指定管理料調整額の積算

区分	公募時に市が提示した基準管理 費用(総額)	公募時に指定管 理者が提示した 額(総額)	契約率	スライド額 (税抜き)	消費税	スライド額 (税込み)
	O	P	Q:P/O	R:N × Q	S:R × 10%	T:R+S
計	100,000,000	98,765,000	98.77%	223,000	22,300	245,300

（小数点以下2桁四捨五入）（千円未満四捨五入）

（円未満切捨）

（円未満切捨）

(4) 賃金水準の変動率がマイナスとなった場合の対応について

賃金水準の変動に伴う人件費の見直しは、社会一般の情勢に合わせて行うものであり、賃金水準の変動率がマイナスとなった場合には、市が公募・選定時に示した基準管理費用の人件費の1%を超えて減少する額をスライド額とし、指定管理料から減額する調整を行います。

(5) 賃金改善状況の確認について

人件費のスライド額は、賃金水準の改善など人件費に充てることを原則としますが、指定管理者制度においては、組織運用を含む管理運営について指定管理者の創意工夫を活かすことで効率的かつ効果的に実施されることが求められていることを踏まえ、職員への支払時期や方法等、実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとします。

賃金水準改善の状況については、年度終了後のモニタリング時に賃金水準改善状況調査票（アンケート）の提出を受け、確認することとします。

4 「物価・賃金スライド制度」による燃料費及び電気料金の指定管理料の調整手法

(1) 基本的な考え方

施設の維持管理に不可欠な燃料費・電気料金は、外部要因の影響を受けやすく、その変動は指定管理者の施設の管理運営に大きな影響を与えます。従前のリスク分担では、単価の変動が20%を超える部分について、実績を確認したうえで事後に調整（負担）しており、収入より支払いが先行し資金繰りに影響があるほか、指定管理者が負担する額も大きく、安定的な管理運営において課題となっています。そのため課題解決のため、見直しを行います。

①スライド額の積算及び支払時期の見直し

翌年度予算編成時点（10月頃）での物価水準の変動状況に基づき、翌年度のスライド額を事前に積算します。市から指定管理者にスライド額を通知し、指定管理者は通知されたスライド額を含め収支計画を作成します。年度協定書でスライド額を含む指定管理料を規定するとともに、収支計画に基づき整理した時期に支払います。（P2の共通事項のとおり）

②調整対象（リスク分担割合）の見直し

従前のリスク分担割合である20%では、現在の経済状況やエネルギー価格の高騰を考慮すると、指定管理者の負担が過大となるため、**基準となる指標が10%を超えて変動した場合、その超過分をスライド額として市が負担することとします。**

③指標及び積算方法の見直し

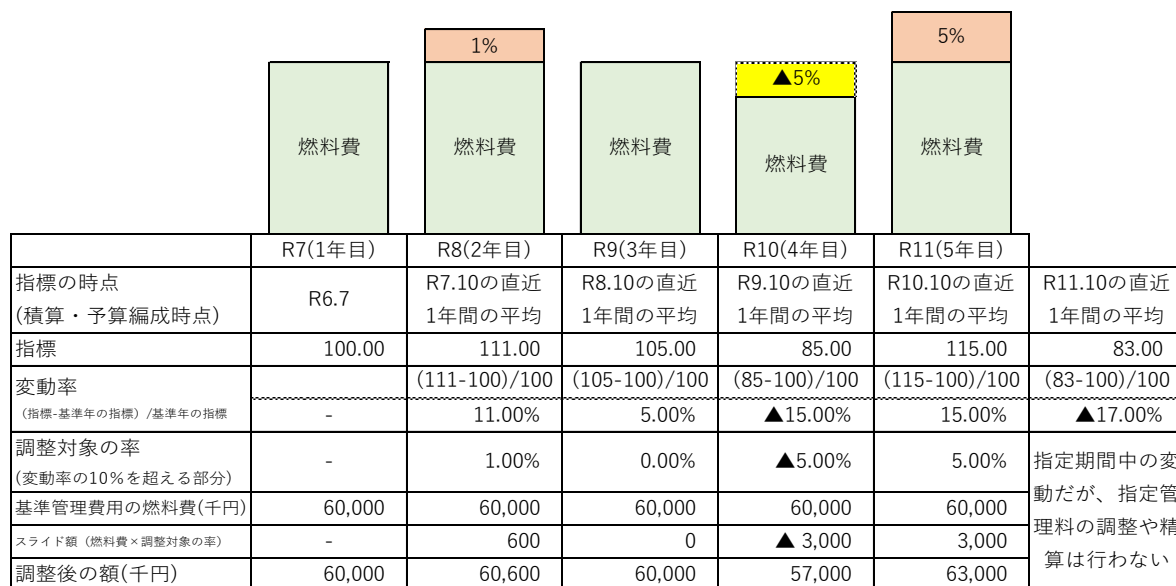
従前のリスク分担では単価の変動を指標としていましたが、積算方法を明確で平易な手法とするため、**物価水準の変動状況を示す企業物価指数（日本銀行調査）を指標とします。**

積算方法も、**市が公募・選定時に示した基準管理費用の額に指標の変動率を乗じて積算するよう見直します。**

④電力供給事業者変更時の取り扱いの見直し

市の政策や都合により電力供給事業者や契約内容を変更する場合、基準管理費用の再積算を行い、指定管理料を変更します。

【燃料費調整のイメージ】



R7（1年目）は、基準管理費用を直近の単価で積算しているので調整対象外

R8（2年目）は、R7.10月時点の指標の111.00と基準値100.00を比較し、11%増なので、10%を超える部分の1%を調整

R9（3年目）は、R8.10月時点の指標の105.00と基準値100.00を比較し、5%増なので、変動率が10%以内のため調整なし

R10（4年目）は、R9.10月時点の指標の85.00と基準値100.00を比較し、15%減なので、10%を超える部分の5%を減額調整

R11（5年目）は、R10.10月時点の指標1115.00と基準値100.00を比較し、15%増なので、10%を超える部分の5%を調整

R11.10月時点指標は、指定管理料の調整対象外とし精算も行わないが、管理運営に重大な支障が生じる場合は協議する

(2) スライド額の積算

①基準とする指標及び変動率の積算方法

指定管理料の調整は、燃料費・電気料金の区分ごとに行い、**基準とする指標は、日本銀行が公表する企業物価指数の該当項目（日本銀行ホームページの時系列統計データで参照可能）**とし、**基準とする時点は基準管理費用算定年月**とします。

燃料費には単価の異なる複数の油種が含まれる場合が想定されますが、油種が異なっても変動の傾向は概ね同様であると考えられることから、**市が公募・選定時に示した基準管理費用の燃料費積算において、最も積算額の割合の高い油種を指標とします。**

例) 燃料費積算内訳に、重油・灯油・ガソリンが含まれる場合、重油の額が最も多額であれば、指標は「企業物価指数 (A 重油)」とし、市が公募・選定時に示した基準管理費用の燃料費全体に A 重油の変動率を乗じ、灯油・ガソリンを含む燃料費全体のスライド額を積算します。

区分	基準とする指標	基準とする時点
燃料費	企業物価指数（〇〇） 燃料費の中で最も金額ベースで 割合が高い油種とする	基準管理費用算定年月
電気料金	企業物価指数（事業用電力）	基準管理費用算定年月

変動率の積算方法は次のとおりとします。

$$\text{変動率} = \frac{\text{直近1年間の指標の平均値} - \text{基準時の指標}}{\text{基準時の指標}}$$

基準とする時点の指標は積算に用いた単価の年月としますが、**比較する指標は、変動の傾向を把握するため、直近1年間の平均値とします。**

(指標積算の例)

1. 基準値の確認 (リスク分担表から)

基準となる指標	企業物価指数 (事業用電力)
基準とする時点	2021年6月
指標の数値	99.3 (A)

2. 直近1年間の指標の平均値の確認

積算年月	2023年7月										
12カ月前	11カ月前	10カ月前	9カ月前	8カ月前	7カ月前	6カ月前	5カ月前	4カ月前	3カ月前	2カ月前	1カ月前
2022年7月	2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月
132.30	138.20	144.50	146.50	154.60	162.00	165.70	155.00	150.80	153.40	139.00	131.50
平均											147.79

3. 指標の変動率の積算

(小数点以下2桁四捨五入)

基準値	比較値	変動率
(A)	(B)	(C):(B)-(A)
99.3	147.79	48.83%

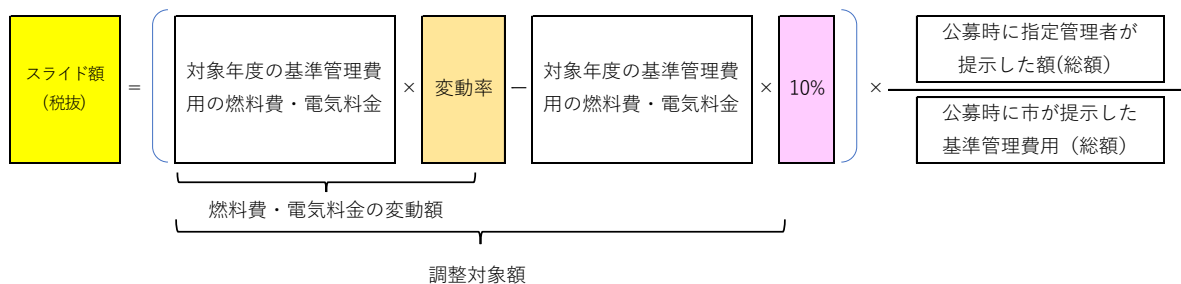
(小数点以下2桁四捨五入)

②燃料費及び電気料金のスライド額の積算

- i) 対象年度の基準管理費用の燃料費・電気料金の額に指標の変動率を乗じ変動額を積算します。
- ii) 変動額から基準管理費用の燃料費・電気料金の額の10%の額を控除し、指定管理料調整対象額を積算します。(変動額が10%に満たない場合は、スライド制度による調整は行いません。)
- iii) 指定管理料調整対象額に、公募時に指定管理者が提示した額を、公募時に市が提示した基準管理費用(総額)で除した率(入札率に相当する率)を乗じて、スライド額(税抜き)を積算します。
- iv) 消費税額を加算し、最終的なスライド額を積算します。

※スライド額が当該年度の基準管理費用(全体)の1%又は50万円未満の場合は、スライド制度による調整は行わない。

※児童保育センターなど消費税非課税施設は、消費税額の取扱いについて、個別に整理するものとします。



【燃料費の例】

i・ii) 変動額及び指定管理料調整対象額の積算 (単位：円)

当該年度の 燃料費の額	変動率	変動額	当該年度の燃料費 の額の10%	調整対象額
(D)	(C)	(E):(D) × (C)	(F):(D) × 10%	(G): (E) - (F)
15,000,000	48.83%	7,324,500	1,500,000	5,824,500
		(円未満四捨五入)	(円未満四捨五入)	

iii・iv) スライド額の積算

公募時に市が提示した 基準管理費用(総額)	公募時に指定管理者が 提示した額(総額)	契約率	スライド額 (税抜き)	消費税	スライド額 (税込み)
(H)	(I)	(J):(I)/(H)	(K):(G) × (J)	(L):(K) × 10%	(M):(K)+(L)
100,000,000	98,765,000	98.77%	5,753,000	575,300	6,328,300
		(小数点以下2桁四捨五入)	(千円未満四捨五入)	(円未満切捨)	(円未満切捨)

(3) 変動率がマイナスとなった場合の対応について

物価水準の変動に伴う燃料費及び電気料金の見直しは、社会一般の情勢に合わせて行うものであり、物価水準の変動率がマイナスとなった場合には、市が公募・選定時に示した基準管理費用の燃料費及び電気料金の10%を超えて減少する額をスライド額とし、指定管理料から減額する調整を行います。

5 スライド額の協定書及び予算措置の取扱い

(1) 基本協定におけるスライド額の取扱い

基本協定では指定期間中の指定管理料の総額を規定（基本協定書ひな型第6条第2項で規定）していますが、物価・賃金水準の変動を踏まえたスライド額は、基本協定で定めた指定管理料を調整（加減算）するものであるため、調整により総額が変動することになります。ただし、調整の都度、基本協定を変更することは、指定期間中全体に係る取り決めである基本協定の位置づけを踏まえると、好ましいものではありません。

そのため、スライド額の調整時には、基本協定に規定する指定期間中の指定管理料の総額の変更は行わず、従前のリスク分担と同様に、年度協定において整理することとします。（基本協定書ひな型第6条第3項）

【基本協定書ひな型（抜粋）】

（指定管理料）

第6条 甲は、本業務の対価として、乙に対して年度ごとに指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定期間中の指定管理料の上限は、〇年間総額〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。甲が乙に対して支払う指定管理料の年度ごとの額及び支払時期等については、別に年度協定書において定めるものとする。

3 第21条のリスク分担に基づく、物価・賃金スライド制度による指定管理料のスライド額及び支払時期等については、甲乙協議の上、別に年度協定書において定めるものとする。

4 前項に定める事項のほか、協定期間内に経済情勢の激変又はその他予期することのできない状況の変化など、乙の責めでない特別の事情により、第2項に定める指定管理料が著しく不適当となったときは、甲乙協議のうえ指定管理料を変更することができる。

【年度協定書ひな型（抜粋）】

（指定管理料の支払）

第3条 令和〇年度の指定管理料は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。うち物価・賃金スライド制度による指定管理料のスライド額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

2 甲は、乙に指定管理料を前金払で毎月（四半期ごとに）（※必要な場合は適宜修正）支払うものとし、その支払期限及び支払金額は次のとおりとする。

(2) 予算計上時のスライド額の取扱い

①債務負担行為の取扱い

上記のようにスライド額は年度協定において毎年度整理するため、債務負担行為を設定した指定管理料（基本協定書ひな型第6条第2項で規定する指定期間中の総額）に変更はないことから、債務負担行為の変更は行いません。

②予算計上・執行の取扱い

予算編成時には、指定期間中の指定管理料の総額に基づく当該年度分の指定管理料（基本協定書ひな型第6条第2項で規定する指定期間中の総額のうち、当該年度の年度協定書で定める額）は債務負担解消分として、スライド額（基本協定書ひな型第6条第3項で規定するスライド額）については臨時経費として予算計上することとします。

予算執行時には、債務負担解消分と臨時経費分の2つの事業を合算して執行するものとします。

※合算して執行する場合、執行伺・支出負担行為伺は、起案書により伺うものとし、財務会計システムの帳票は起案書に決裁欄を別途伺いとして添付することとします。

※支出命令は、2つの事業から支払うことになるため、分割命令として取り扱います。この場合、指定管理料は債務負担解消分と、スライド額分の2件に分割して指定管理者の口座に振り込まれます。

6 指定管理料の調整作業の流れ

指定管理料の調整作業の流れは概ね次のとおりとなります。

		帯広市	指定管理者
(1)公募時		【基準となる額及び指標の明示】 ・基準管理費用の人件費、燃料費及び電気料金の年度ごとの積算内訳と基準とする指標について募集要項に明示	
(2)指定時		【基本協定の締結】 ・指定管理料の調整などの規定を含む基本協定を締結	
積算を行う年度 【前年度】	(3)9月頃	【変動率の通知】 ・契約管財課から施設所管課に変動率を通知	
	(4)9～10月	【スライド額の積算・予算計上】 ・施設所管課はスライド額を積算し、調整が必要な場合は新年度予算に計上	
	(5)1月頃	【スライド額(見込み)の通知】 ・予算計上したスライド額(見込み)を指定管理者に通知	【収支計画の作成】 ・スライド額を含め、翌年度の事業計画・収支計画を作成
	(6)3月下旬 (予算議決後)	【スライド額の通知】 ・予算議決後、スライド額を指定管理者に通知	【収支計画等の提出】 ・事業計画・収支計画を提出
		【事業計画の承認】 ・事業計画を確認し、適正と認められる場合は承認	
対象年度	(7)4月1日	【年度協定の締結】 ・事業計画等に基づき、年度協定を締結 ※スライド額の支払時期を収支計画等に基づき規定	
	(8)各月	【指定管理料の支払】 ・年度協定に基づきスライド額を含む指定管理料を支払	【指定管理料の請求】 ・年度協定に基づき指定管理料を請求
		【モニタリング】 ・月報、中間報告で管理状況を報告・確認	
翌年度	(9)5月まで	【モニタリング(年度末)】 ・賃金改善状況の調査票(アンケート)で賃金改善状況を報告・確認	

【参考資料（様式・積算シート等の例）】

○募集要項に掲載する基準管理費用積算の内訳

【参考】基準管理費用積算の内訳

（単位：千円）

項目	総額	各年度の内訳					主な内訳・数量
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
基準管理費用	0	0	0	0	0	0	
指定管理業務費	0	0	0	0	0	0	
業務原価	0	0	0	0	0	0	
直接業務費	0	0	0	0	0	0	
人件費	0	0	0	0	0	0	※別表1-1参照
常勤職員							
非常勤職員							
管理運営費	0	0	0	0	0	0	
燃料費							※別表1-3参照
電気料金							※別表1-3参照
その他光熱水費							
修繕料							
その他需用費							
役務費							
委託料							
使用料及び賃借料							
備品購入費							
その他							
一般管理費等							
利用料金収入見込額							
消費税額	0	0	0	0	0	0	

積算内訳は施設の実態に合わせて、項目の整理を行うこと
※スライド額積算の基準となる人件費（常勤職員・非常勤職員の別）、燃料費、電気料金は個別に示すこと

【参考】基準管理費用積算構成する経費の内容

項目	経費の内容	備考
人件費	指定管理業務に直接従事する従業員等（臨時雇用を含む）の給料手当、賞与、賃金等のほか、法定福利費に相当するもの	物価・賃金水準の変動を踏まえた指定管理料の調整対象
燃料費	公の施設の維持管理及び運営業務に直接使用する燃料（重油、灯油、ガソリン、軽油等）	
電気料金	公の施設の維持管理及び運営業務に直接使用する電気料金	
その他光熱水費	公の施設の維持管理及び運営業務に直接使用する燃料費、電気料金以外の光熱水費（ガス、水道など）	
修繕料	公の施設の維持管理に要する修繕料（1件〇万円未満のもの）	
その他需用費	公の施設の維持管理及び運営業務に直接使用する消耗品費・印刷製本費等	
役務費	公の施設の維持管理及び運営業務に直接使用する通信運搬費・広告料・手数料・保険料等	
委託料	公の施設の維持管理及び運営業務にあたり、外部業者に委託する費用（機械設備の保守点検等）	
使用料及び賃借料	公の施設の維持管理及び運営業務にあたり、直接使用する資機材等の賃借料やソフトウェア等のライセンス使用料等	
備品購入費	公の施設の維持管理及び運営業務にあたり、直接使用する備品（1件10万円以上の物品）の購入費用	購入した備品は市に帰属します
一般管理費等	指定管理業務以外の事業などを含めた指定管理者における本部共通経費（事務費・本部人件費などの必要経費、リスク分担を含めた諸経費分など）	業務原価に一般管理費等率を乗じて積算

経費の内容は、各施設の実態に合わせ加筆・修正すること

○リスク分担表

段階	リスクの種類	内 容	帯広市	指定管理者
共通	法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に直接関係する法令等の変更	○	
		上記以外の法令等の変更		○
	第三者賠償	本業務を原因とする公害や生活環境の阻害等、指定管理者の故意または過失により第三者が損害を被ったことの賠償		○
	物価及び金利	指定後のインフレ・デフレ及び金利の激変		○
	不可抗力	自然災害(感染症等含む)等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請段階	申請コスト	申請に要する費用の負担		○
	準備コスト	業務引き継ぎに要する費用の負担		○
運営段階	需要変動	需要変動による収入の減少		○
	賃金水準の変動	賃金水準の変動による人件費の変動が、対象年度の基準管理費用（人件費）の1%以内の変動である場合		○
		賃金水準の変動による人件費の変動が、対象年度の基準管理費用（人件費）の1%を超える変動である場合、1%を超える額 ※	○	
	運営費の膨張	帯広市以外の要因による運営費の膨張		○
		燃料費及び電気料金の基準とする指標の直近1年間平均の数値が、公募時の指標から10%以内の変動である場合		○
		燃料費及び電気料金の基準とする指標の直近1年間平均の数値が、公募時の指標から10%を超える変動である場合、10%を超える額（基準管理費用の1%、または50万円を超える場合に限る。） ※	○	
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷		○
		上記以外による施設・設備等の損傷(内容別に判断)	協議事項	
		指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
		指定管理者の瑕疵によらない施設・設備の修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
	債務不履行	施設設置者(帯広市)の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
		施設、設備等の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
		施設、設備等の不備や火災等の事故による臨時休館等のリスク	協議事項	

※ 人件費、燃料費及び電気料金のリスク分担（指定管理料の調整）は、「指定管理者制度における物価・賃金水準の変動を踏まえた指定管理料の調整（リスク分担）について」のとおりとし、基準とする指標は次ページ「指定管理料調整の基準とする指標」のとおりです。

また、基準管理費用の額より減となる場合（マイナスの変動の場合）は、リスク分担割合を超えて減となった部分について指定管理料を減額する調整を行います。

指定管理料調整の基準とする指標

(1) 賃金水準の変動の指標

区分	変動率の計算方法
常勤職員	市が基準管理費用積算時に設定する市職員モデルケースの年収の額を前年度と比較して積算した変動率 43 歳、大卒 20 年目、係長職（4 級 46 号俸）、 持ち家、扶養親族（配偶者、子供 2）、通勤距離 5km～10km
非常勤職員	北海道労働局が公表する北海道最低賃金の額を前年度と比較して積算した変動率

※3 年目以降は、前年度までの変動率を累積させて変動率を積算します。

(2) 燃料費及び電気料金の指定管理費調整（リスク分担）の基準とする指標

区分	指定する指標又は単価	基準とする時点
燃料費	企業物価指数（〇〇）	令和 6 年 7 月
電気料金	企業物価指数（事業用電力）	令和 6 年 7 月

燃料費の指標は、燃料費積算内訳の中で金額ベースで最も割合の高い油種の企業物価指数を指定します（A 重油、灯油、ガソリン、軽油）

※油種が異なっても変動の傾向に大きな差がないと考えられるため

○人件費のスライド額の積算シート

人件費のスライド額の積算シート

1. 賃金水準の変動率

①常勤職員

(単位：円)

区分	基本給	通勤手当	住宅手当	扶養手当	寒冷地手当
	4級46号俸	5～10km	持ち家	配偶者、子2	世帯主(扶養あり)
	A	B	C	D	E
前年					
対象年度					

区分	期末・勤勉手当 役職加算	期末手当		勤勉手当(成績：良好)		年収
		支給月数	支給額	支給月数	支給額	(A+B+C+D) ×12+E+H+J
	F	G	H:(A+D+(A×F))×G	I	J:(A+A×F)×I	
前年			0		0	0
対象年度			0		0	0
変動率						#DIV/0! (A)
						(小数点以下2桁四捨五入)

②非常勤職員

区分	最低賃金
前年	
対象年度	
変動率	#DIV/0! (B)
(小数点以下2桁四捨五入)	

③累積させた賃金水準の変動率

区分	2年目の率	3年目の率	4年目の率	5年目の率	累積
常勤職員					0.00%
非常勤職員					0.00%
(小数点以下2桁四捨五入)					

2. 賃金水準の変動による人件費の変動額及び指定管理料の調整額

(単位：円)

	対象年度の基準管理費用 の人件費の額	賃金水準の 変動率	賃金水準の変動による 人件費の変動額
	K	(A),(B)	L: K×(A)or(B)
常勤職員(総額)		0.00%	0
非常勤職員(総額)		0.00%	0
計	0		0
(円未満四捨五入)			

	対象年度の基準管理費用 の人件費の額の1%	調整対象額
	M: K×1%	N: L-M
計	0	0
(円未満四捨五入)		

	公募時に市が提示した基準管理 費用(総額)	公募時に指定管 理者が提示した 額(総額)	契約率	スライド額 (税抜き)	消費税	スライド額 (税込み)
	O	P	Q:P/O	R:N×Q	S:R×10%	T:R+S
計			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(小数点以下2桁四捨五入) (千円未満四捨五入) (円未満切捨) (円未満切捨)						

○燃料費及び電気料金のスライド額の積算シート

燃料費及び電気料金のスライド額の積算シート

1. 基準値の確認（リスク分担表から）

基準となる指標	
基準とする時点	
指標の数値	(A)

2. 直近1年間の指標の平均値の確認

積算年月												
12カ月前	11カ月前	10カ月前	9カ月前	8カ月前	7カ月前	6カ月前	5カ月前	4カ月前	3カ月前	2カ月前	1カ月前	
平均												#DIV/0! (B)

3. 指標の変動率の積算

基準値	比較値	変動率
(A)	(B)	(C):(B)-(A)
0	#DIV/0!	#DIV/0!

(小数点以下2桁四捨五入)

4. 変動額及び指定管理料調整対象額の積算

(単位：円)

当該年度の燃料費・電気料金の額	変動率	変動額	当該年度の燃料費・電気料金の額の10%	調整対象額
(D)	(C)	(E):(D)×(C)	(F):(D)×10%	(G):(E)-(F)
	#DIV/0!	#DIV/0!	0	#DIV/0!

(円未満四捨五入) (円未満四捨五入)

5. スライド額の積算

公募時に市が提示した基準管理費用(総額)	公募時に指定管理者が提示した額(総額)	契約率	スライド額(税抜き)	消費税	スライド額(税込み)
(H)	(I)	(J):(I)/(H)	(K):(G)×(J)	(L):(K)×10%	(M):(K)+(L)
		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(小数点以下2桁四捨五入) (千円未満四捨五入) (円未満切捨) (円未満切捨)

○指定管理者へのスライド額（見込み）の通知

帯○○第○○○号
年 月 日

（指定管理者名）

帯広市長
（○○部○○室○○課）

物価・賃金スライド制度に基づく指定管理料のスライド額（見込み）について

物価・賃金スライド制度に基づく○○年度の指定管理料スライド額（見込み）は下記のとおり積算しており、予算計上する予定であるので通知します。

1 ○○年度の賃金・物価水準の変動率

区分		指標	変動率	
人件費	常勤職員	市が基準管理費用積算時に設定する市職員モデルケースの年収の額を前年度と比較して積算した変動率	単年度：	%
			累 積：	%
	非常勤職員	北海道労働局が公表する北海道最低賃金の額を前年度と比較して積算した変動率	単年度：	%
			累 積：	%
燃料費		企業物価指数（○○）		%
電気料金		企業物価指数（事業用電力）		%

2 指定管理料スライド額

区分	スライド額
人件費	円
燃料費	円
電気料金	円
計	円

※積算内訳は、別添の積算シートのとおり

仕様書等で年度事業計画書及び収支計画を、予算議決前(2月末までなど)に提出を求めている場合は、議決後の通知のひな型を参考に、内容を整理して通知すること。

【担当】

○○部○○室○○課 ○○

TEL

Mail

○指定管理者へのスライド額の通知（予算議決後の通知）

帯○○第○○○号
年 月 日

（指定管理者名）

帯広市長
（○○部○○室○○課）

物価・賃金スライド制度に基づく指定管理料のスライド額について

物価・賃金スライド制度に基づく○○年度の指定管理料スライド額は下記のとおりとなります。つきましては、年度事業計画書及び収支計画等の作成にあたり適切に反映いただきますようお願いいたします。

1 ○○年度の賃金・物価水準の変動率

区分		指標	変動率	
人件費	常勤職員	市が基準管理費用積算時に設定する市職員モデルケースの年収の額を前年度と比較して積算した変動率	単年度：	%
			累 積：	%
	非常勤職員	北海道労働局が公表する北海道最低賃金の額を前年度と比較して積算した変動率	単年度：	%
			累 積：	%
燃料費		企業物価指数（○○）	%	
電気料金		企業物価指数（事業用電力）	%	

2 指定管理料スライド額

区分	スライド額
人件費	円
燃料費	円
電気料金	円
計	円

※積算内訳は、別添の積算シートのとおり

【担当】

○○部○○室○○課 ○○
TEL Mail

○賃金水準改善状況調査票

賃金水準改善状況調査票

1 基本情報

記入日： 年 月 日

施設名	
指定管理者名	
記入者職氏名	

- 2 指定管理料（人件費）について、指定管理業務に従事する職員の賃金水準・処遇改善や人材確保のため「物価・賃金スライド制度」として、賃金水準の変動を踏まえた調整を行うこととしていますが、このことを考慮したうえで、賃金水準や処遇の改善を図りましたか

※複数回答可

- ☐ 賃金水準を改善した（定期昇給・ベースアップ）
- ☐ 賃金水準以外の処遇改善を行った（有給休暇の拡充や福利厚生の実施など）
- ☐ 職員の資質・スキル向上に取り組んだ（研修機会の充実など）
- ☐ 人的体制の拡充を図った（人員増など）
- ☐ 今後の賃金水準の引上げの原資とした
- ☐ 賃金水準の改善は行わなかった
- ☐ その他（具体的に記載願います）

--

- 3 賃金水準の改善のため指定管理料が調整されていることを職員に周知しましたか

- ☐ 文書により周知した
- ☐ 打合せの場などで口頭で周知した
- ☐ 周知していない
- ☐ その他（具体的に記載願います）

--

- 4 その他自由意見

--

年度終了後のモニタリング調書とあわせて帯広市に提出願います。